

# 阿見町議会会議録

平成29年第2回臨時会

(平成29年7月13日)

阿見町議会

## 平成29年第2回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号(7月13日)	3
○出席, 欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・常任委員会所管事務調査報告	7
・議案第62号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	9
・議案第63号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	12
・議案第64号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	17
・議案第65号から議案第66号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	19
○閉 会	26

## 第 2 回 臨 時 会

阿見町告示第197号

平成29年第2回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年7月3日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成29年7月13日
- 2 場 所 阿見町議会議場
- 3 付議事件
  - (1) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
  - (2) 社整中部道第5－1号中央地内道路改築工事請負変更契約について
  - (3) 阿見小学校設備改修工事請負契約について
  - (4) （仮称）本郷地区新小学校外構工事請負契約について
  - (5) （仮称）本郷地区新小学校グラウンド整備工事請負契約について

第 1 号

[ 7 月 13 日 ]

## 平成29年第2回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

平成29年7月13日（第1日）

### ○出席議員

1番	紙井和美君
2番	石引大介君
3番	井田真一君
4番	高野好央君
5番	樋口達哉君
6番	栗原宜行君
7番	野口雅弘君
8番	永井義一君
9番	海野隆君
10番	平岡博君
11番	久保谷充君
12番	川畑秀慈君
13番	難波千香子君
14番	柴原成一君
15番	久保谷実君
16番	吉田憲市君
17番	倉持松雄君
18番	佐藤幸明君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	菅谷道生君
町長公室長	篠崎慎一君
総務部長	小口勝美君

町民生活部長	大塚芳夫君
保健福祉部長	飯野利明君
産業建設部長	湯原幸徳君
教育委員会教育次長	朝日良一君
会計管理者兼 会計課長	佐藤吉一君
政策秘書課長	佐藤哲朗君
総務課長	青山公雄君
財政課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
道路公園課長	井上稔君
学校教育課長兼 新小学校準備室長	柴山義一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	野口和之

平成29年第2回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

平成29年7月13日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第5 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 議案第63号 社整中部道第5－1号中央地内道路改築工事請負変更契約について
- 日程第7 議案第64号 阿見小学校設備改修工事請負契約について
- 日程第8 議案第65号 （仮称）本郷地区新小学校外構工事請負契約について  
議案第66号 （仮称）本郷地区新小学校グラウンド整備工事請負契約について

#### 午前10時00分開会

○議長（紙井和美君） おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年第2回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事については、お手元に配付いたしました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

---

#### 会議録署名議員の指名について

○議長（紙井和美君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

9番 海野 隆君

10番 平岡 博君

を指名いたします。

---

#### 会期の決定について

○議長（紙井和美君） 次に日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

#### 諸般の報告

○議長（紙井和美君） 次に日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第62号から議案第66号、以上5件であります。

次に、監査委員から平成29年5月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、

お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 常任委員会所管事務調査報告

○議長（紙井和美君） 次に日程第4、常任委員会所管事務調査報告を行います。

民生教育常任委員会では、閉会中における事務調査を実施いたしました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。それでは、民生教育常任委員会所管事務調査報告を行わせていただきます。

去る7月7日、金曜日、東京都足立区区役所において、おいしい給食について視察研修をしてまいりました。参加者は、私、柴原委員、石引委員、それと議会事務局から湯原主任、それと吉田給食センター長の5名で行ってまいりました。研修は、区議会事務次長の石鍋さんほか2名と、足立区教育委員会学校教育部学務課おいしい給食担当係長渋谷さんに行ってくださいました。研修は、10時から約1時間行われ、その後、給食の試食をしてまいりました。

初めに、足立区の概要説明が、区議会事務局次長の石鍋さんからあり、その後、おいしい給食担当係長の渋谷さんから、足立区のおいしい学校給食の取り組みについて詳しい説明がありました。

まず、足立区の児童生徒数の説明から入りました。現在、足立区において小学校が69校、3万1,000人、中学校が35校、1万4,000人、それに夜間中学校も含めて小中全校106校に栄養士を原則1名配置しているとのこと。調理は全て自校調理方式で、調理業務は民間委託、学校ごとに独自の献立で、食材は学校ごとに個別購入としているそうです。

さて、この足立区のおいしい給食の取り組み、これは区長自ら推薦して行った取り組みだそうです。もともと環境問題から入りまして、この食品残渣、特に学校給食の残渣の問題が非常に環境問題に大きな影響を及ぼす、処理が非常に莫大な量になっているということで、そこからこの学校給食の問題に入っていったそうでもあります。そして、マニフェストには食べ残しゼロを目指したさらにおいしい栄養のバランスのとれた給食を実施するとともに、食育を通して小中学生の健康管理に努めますとあり、足立区のおいしい給食とは、単に味がよいとかぜいたくをさせるとかではなく、自然の恵みや生産者、調理員等、給食にかかわる人々への感謝の気持ちを育み、心を豊かにすることができる給食と考える。また、給食を生きた教材として、体にとって大事な食べ物など、基礎的な栄養知識を学び、自ら食を選ぶことができるようになる

ことが重要と考えているそうです。おいしい給食を通して次の目的を図ると。生きる力、生活習慣病の予防、感謝の気持ち、給食時間の充実、残菜ゼロと、4つの目的を明確にし、このことを具体的に実践し続けて、現在のおいしい給食に発展してきたとのことでした。その取り組みの一端を紹介させていただきます。

新潟県魚沼市での自然教室、これを全中学1年生が、田植えまたは収穫を行っているそうです。そして、収穫したお米を学校給食として食べると。

2つ目に、食育を通して健康な体を育む食べ物を知る。そういうことで指導集作成プロジェクト。これは学年別の題材と狙い、給食レシピ一覧、非常に細かい字だったんですけども、内容を見てみますと非常によく考えてつくってあるなど感心いたしました。

3点目、献立は栄養士に任せず、各学校の教職員から食育リーダーを選んで、一緒になって献立を決定している、そういうことでした。

4つ目は、超人シェフのスーパー給食。これは私も議会質問でもちょっと紹介しましたが、一流の各料理界の料理人が来て給食をつくる。そういうところに取り組んでいる学校もありました。

5点目、給食のメニューコンクール。これは小学校、中学校、内容がちょっと変わるんですが、それをやって表彰をしているようです。

6点目、対外的なアピール、情報発信。その1つとして、インターネットまた雑誌なんかでも出ておりますが、クックパッド、その中に東京足立食堂を活用して、おいしい給食メニューを広く発信をしております。

7点目、情報発信その2として、おいしい給食ランチの提供を本庁舎の14階で、限定1日、平日ですが、30食、これを提供している。

8点目に、足立区民祭りでPRブースを、これを出展している。ここでは、学校給食で食している揚げパンを100円で販売をして、非常にこのお祭りのときは人気があって、午前中で全部売り切れてしまう、このような話でした。

9点目、平成23年7月に、『日本一おいしい給食を目指している東京・足立区の給食室』というレシピ本の出版、これがあります。

まだまだいろんなことがあるんですが、これらの取り組みにより、給食の残菜率は平成20年当初と比べて約3分の1に減ってまいりました。また、新人の栄養士の育成もきめ細やかに行っており、106校の給食のレベルにばらつきがないように非常に努力をされておりました。そして、このおいしい給食プロジェクトの予算には、ほとんどお金がかかっていないという、このような話でした。かかっているのは、給食レシピコンクール、これに応募していただいた児童生徒に対する記念品、粗品の贈呈の分だけです。

そして、視察の研修の結びに、おいしい給食ランチを区役所の14階、展望レストランで5人でおいしくいただいて帰ってまいりました。

この学校給食視察研修をし、そして実際に給食を食してきた感想なんですが、このおいしい給食を提供し続けることは、その陰で常に苦勞し、努力をしている人たちがいるからであると実感をしてまいりました。以前、地方自治の勉強会で、私の尊敬する先生が次のように言われたことを思い浮かべます。公共施設の本体とは何か。それは建物や設備ではないと。職員及び職員集団そのものが公共施設の本体である。まさに学校給食は公共施設でつくられ、そして提供されているものであります。その本体である、これは全て人で決まってしまう。そういうことが、今回足立区の学校給食視察研修をしてきた1つの感想であります。

以上で、民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（紙井和美君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

---

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（紙井和美君） 次に日程第5、議案第62号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。9時半からの全協に続きまして、平成29年第2回臨時会に御出席を賜りましてありがとうございます。

早速、議案の説明をさせていただきます。議案第62号、専決処分の承認を求めることについて。損害賠償の額を定めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年5月24日午後7時30分ごろ、阿見町実穀地内の町道第1250号線において、実穀方面から牛久市方面に走行していた車両が、L字型側溝の破損箇所にて左前タイヤを接触し、破損する損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもの、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） この専決処分是件ですけれども、金額はね、多い金額ではありませんし、相手方もですね、それなりに時間をとり、大変だったなというふうに思いますが、この町道1250号、この路線はね、結構まあこの専決処分で処分したね、ことが多かったんじゃないかと思うんですけれども、この町道1250号で、こうした専決処分になったケースってのは、過去のぐらいありましたかね。

○議長（紙井和美君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） はい、お答えいたします。過去といたしましても、ちょっとさかのぼるのがずっとさきのほうはちょっとわからないんですけれども、平成25年からでさかのぼりますと、25年に7件。実はこの7件というものがですね、26年の3月の議会にも、海野議員からもいろいろ御質問があったんですが、この1250号線の同一場所で、同一箇所ですね、で7件同時に、同時っていうか、8時半から夕方までにかかった時間帯の中で7件起こってしまったというふうなことなんです。これは前日に雨が降って冠水していたために、そこを補修できないと、確認もできないということで、そういう結果になってしまったというふうな状況が1つございます。

それから、昨年28年に、まだ示談交渉中の案件がまだ1件ございます。それと今回の件で合計で9件というふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 私も鮮明に覚えております。それでね、私も現地をね、見てきました。で、多分ここだろうと思われるところは補修がね、されていたので、あそこはね、そんなに私も通るところではありませんが、月に一遍や二遍ぐらひは通る道路なんですけれども、補修する前がね、どういう状況だったっていうのは、余りよく記憶にないんですけれども、いずれにしても、L字型側溝というのかな、これが相当破損というか、古い感じでね、ぼろぼろになっているようなね、状況はあります。ただ、お聞きしますと、そのL型側溝の下にね、特に排水路が埋まっているわけではないので、地面から直接L字型側溝になっているということですね、なおかつそのL型のLの部分も、そんなにね、その高低差があるわけではないので、どんな事故だった、事故っていうかな、ここに書いてある、破損してすれ違う際に左側前輪が接触してタイヤを破損する。破損するってのは、通常はですよ、パンクをするとか、そんな事故だったと思うんですけれども、もうちょっと詳しく状況を教えてもらっていいですか。

○議長（紙井和美君） 道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） はい、お答えいたします。現場のほうはL型側溝が敷設されているんですが、L型側溝というのはL型のブロック、幅が大体50センチぐらいのブロックを並べていく工事になります。そのブロックがずれてまして、そのずれたL型の角のところにタイ

ヤをぶつけてしまって破損したということです。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それで、これもね、毎回ね、専決処分のお聞きするんですけども、相当あそこはね、交通量の多いところ、なおかつ重量っていうかな、トラックのような車両も通るし、道路もね、傷みやすいのではないかなというふうに思います。で、思いますかゆえにですね、例えば地元の区長さんとか、あるいは町がいろいろ道路情報をですね、提携しているところから情報提供はなかったのかと。なおかつ25年、28年にそれぞれね、専決処分があったので、そういう情報が上がってきてもおかしくないんじゃないかなというような感じがするんですけども、実際はこれ、そういうずれた、ずれたって言ってましたね、そのL字型側溝がずれちゃっていたと。そういう情報ってのは、事前には上がってはいなかったんですか。

○議長（紙井和美君） 道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） 事前に地元からのそういう情報提供っていうのはございませんでした。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） それで、この町道1250号ね、もとの議員の荻島さんのほうのうちに行くようなところですよ。で、乙戸川から向こう側、南側はね、相当整備が進んでいるようなんですよ。乙戸川からこっち、北側っていうのかな、丁字路からの北側、ここの部分がどうも相当、やっぱり傷んでいる感じはしますよね。これの整備予定というのはあるんですか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） この路線については、来年30年までには全ての路線は整備しようというようなことで考えてます。今回はですね、乙戸川から実穀の方面に向かって約150メートル程度を整備する予定であります。あとは、乙戸川からひたち野うしく方面に向かって、先になりますけれども、約100メートルほど29年度に整備する予定、2工区を整備する予定で、30年度に、実穀から乙戸川のほうに向かう丁字路のところからですね、約120メートルを30年度に整備して、一通りの維持補修は完成するというふうな状況でございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 30年度に完了って言ったのかな。ぜひね、早目にやってほしいなと思います。で、ひたち野うしくからね、こう出てきた道路、中根飯倉線か、これが交差点のまだ改良がきちっとできてない状況にありますけれども、当面それが開通するまで、3年ぐらいついていう見込みを立てているようなんですけども、それが開通するまでは、結構通行量が多いところで、道路も傷みやすいところだと思いますので、歩行者があそこあんまりたくさん通るかどうかわ

からないけれども、そういうことも含めてね、ぜひね、整備を早めて、していただきたいと、これは要望で終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第62号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第62号については、原案どおり承認することに決しました。

---

議案第63号 社整中部道第5-1号中央地内道路改築工事請負変更契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第6、議案第63号、社整中部道第5-1号中央地内道路改築工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第63号、社整中部道第5-1号中央地内道路改築工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成29年第1回臨時会において議決をいただいた当該工事請負契約に関して、請負金額の変更に伴い、阿見町契約規則第37条第1項の規定により変更契約を締結するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更した内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） これは追加工事というか、についてお伺いしたいと思います。

まず第1点は、現況と変更の説明があつてですね、全体としては25センチ。現況としては、その表層部5センチ、路盤厚20センチ。それを表層5センチ、基層5センチ、路盤厚15センチ、全体として25センチと、これに変更すると。こういうことで、920万1,600円を増額すると、こういうことだというふうに思うんですけども、現況のまま設計をしたという理由について教えてください。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） はい、お答えいたします。当初、設計を組む段階では、その同路線のところ、下水道工事とか地下埋工事をやっています。その工事での竣工写真とかそこら辺を確認しまして、現況路盤が当初の標準的な路盤構成があつたであろうという想定から設計を組んで進めておりました。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） つまり現況のまま設計をしたということは、次に聞こうと思ったんですけども、つまりこれは小学校の通学路の整備ですよ。これは念願かなって、同僚議員が一生懸命ね、やっていただいたっていう路線ですけども、その通過車両の大きさとかね、例えばここを改修したら、トラックがこっちに入ってくるとか、それからその通過車両がすごく多くなると、そういうことがないという設定で、これは現況の地盤のまま持ったのではないかと、こういう前提で設計を組んだのではないかと思うんですよ。それをいわゆる基層部分、5センチね、改めてつくらないっていうと、道路の強度が不足すると、こういうふうに考えたというかな、設計し直しというかやり直し、やり直しというのかな、追加をすると、こういうふうにした理由を教えてください。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 今、井上課長がお話ししたことが第一義的な部分があるんですけども、通過交通については、この幅員については、8.8メートルございまして、大型車両も通るといふようなことなんです。通常この道路形態でいきますと、路盤の厚さはですね、上層が大体15センチ、下層が20センチの35センチないと、で、表層、アスファルト部分が5セ

ンチということにないと、標準的な道路の仕様にならないというようなことだったものですから、それは先ほど下水道工事の中の写真の中で十分確保はできるだろうというふうなことで、当初は舗装厚を5センチで捉えていこうというふうなことで設計をさせていただきました。

ところが、その路盤厚が20センチしかなかったというふうなことが判明——部分的にですね、判明したためにですね、路盤を全部入れ替えるということとなると、全面的に通行どめにしなければならないというふうなこともございまして、それであるならば、十分に強度を確保するために、舗装厚を、今の路盤の中で舗装厚を10センチにしたほうが、全面通行どめにしないでいいだろうというふうなことで、今回変更に至ったというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） この面積Aというふうに書いてあってですね、1,940平米の追加と書いてありますが、これは一部ということですか、その路線の中の。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 路線全部をアスファルト10センチ厚にするというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、改修によって通過車両が増えるとか、それから通過車両の大きさが、トラックなどが入ってくると、こういうことではなくて、もともと現状の、これ掘ってみないとわからないっていうことらしいんですけども、通常はね、ボーリングなどをやってですね、ここの路盤がどういうふうになってるかってのを調査するってのが通常なんでしょうけれども、今回の場合には、そのボーリングなどはやらずにですね、今までの既存の知識っていうか情報が入っていて、それでもって設計を組んで、路盤厚20センチ、表層5センチで設計すれば足りるんじゃないかと思ったんですけども、やってみたら、やっぱりちょっと大型、特に大型車両が通るといふことも含めて、ちょっとやっぱり足りない、こんな説明なんだろうかね。すいません、確認、確認。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） かいつまんで言えば、路盤工の厚さがちょっと薄いというふうなことで、これだけの幅員のある道路では、ちょっと強度的には不安があるだろうと。それで大型車両が通ったときに周りの影響も出てきてしまうんじゃないかということで、より強度のある表層工を、アスファルト舗装を5センチ厚から10センチ厚に変更したいというふうなことでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 確認したいんですけど、樋口土木さんね、町内では非常に経験とね、技

術力のある会社だと思いますね。実際には工事に着手したところっていうふうになっているので、どっちかっていうと、樋口土木さんのほうから町にですね、これではちょっと路盤が弱いんじゃないのと、そういう形で提案をされたような形なんですか。

○議長（紙井和美君） 道路公園課長井上稔君。

○道路公園課長（井上稔君） はい、お答えいたします。現場のほう、担当が立ち会いに行った際に、路盤が薄いということで、このような形で変更するという検討を樋口の業者と協議をいたしました。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 私もずっと念願がかなったような形で、今度でこぼこがなくってね、快適な通学がでさるのかなというふうに思っておりますが、そうしますと、今まであそこはバス通りで、バスも通って、大型っていうか、そういう形で通ってきた道路だと私は思ってるんですがね。最近変わったわけではないというふうに思いますのでね。そういう中で、うちの前のほうですか、あそこから先の三昌樹脂までの道路については、この同じような変更後のような路盤厚に、これはなってるんですか。その辺はどうなのか、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） そちらの部分については、設計をしていないし、調査もしていないので、どういうふうな路盤厚になってるか、今ちょっとお示しすることがちょっとできない状況です。すいません。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） だからね、要はね、結局、今ね、工事やったからこういうことが結果が出てきたというのを、私はちょっと、今さらねっていう感じで受けてるんです、実際のところ、これ。やはりこういうことは、やっぱり通過車両なんてのは全然変わってなくて、逆に昔よりは少なくなってるわけですから、そういう部分からすると、この変更と変更前のやつっていうのは、だから掘ってみたらわかるというふうな形で、入札そのものがね、はっきり言って、最低制限価格だ何だかんだつけた中で、やはり追加工事で、じゃあそういうのがね、いろいろ不具合、こういうやつをやってみたらこういう形が出てきたとかいうふうな、やはり形態は、今後はやっぱりね、そういうことをなくすように、やっぱり私はやってかないと、この工事自体がね、例えば追加とか、そういう形にならないようにね、今後は私は考えてったほうがいいのかというふうに思っているんですが、その辺はどうなのか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） まさしくそのとおりだと思います。ですので、今回こういう

ふうな状況で見落としてしまったというふうな、ちゃんと正確に、本来であれば、事前に試掘をして、路盤の厚さ等もやっぱりチェックするべきだったんだろうというふうに思っております。これは道路ばかりではなくて、ほかの工事もそうなんですけれども。ただ、なかなかその現場で工事に入ると、第三者との関係もありますので、今回はまた違う意味なんですけれども、そういうところは十分に注意しながらですね、正確な設計に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） 先ほどの質問の中でね、この路盤厚のほうの状況はわかったんですけども、その答弁の中で、大型車両の話が幾つか出てきたかと思うんですけども、もともとここは阿見小のね、通学区域で、非常に歩道が狭いような状況でしたよね。その中で長年ずっと地域の人たちが、もうちょっとどうにかならないかっていうことで、こういった工事が始まってやると思うんですけども、実際、今回のこの工事の変更に関して、子供たちの通るエリア、その辺の変更というのはありませんか。

○議長（紙井和美君） 産業建設部長湯原幸徳君。

○産業建設部長（湯原幸徳君） 全く幅員それと歩道の幅員は、議会の議決、3月に議決していただいたときの説明を全く変わってございません。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第63号については、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第64号 阿見小学校設備改修工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第7、議案第64号、阿見小学校設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第64号、阿見小学校設備改修工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、阿見小学校空調設備及びトイレの老朽化に伴う改修工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月23日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） ちょっと確認をしておきたいんですけども、従来っていうのかな、教育委員会ではですね、和室トイレを、和室トイレじゃなくて和トイレっていうのかな、これを残すんだというようなことを、菅谷教育長はおっしゃったかどうかはちょっとわかりませんが、前の教育長は相当強調していたように思うんですね。それは社会に出たときに、和トイレが使えなくなっちゃ困るじゃないかと。家庭の中でなくなっちゃってね。これをよくよく見てみると、少なくとも2階の児童用トイレの中に和室トイレはないように見受けられるんですけど、阿見小学校の大規模改修におけるですね、和トイレの位置づけってのは、どういう位置づけになっているんですか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今、海野議員さんがおっしゃるとおりですね、これまで教育委員会としては、和室トイレというものをですね、数をだんだんと減らしてきておりますけれども、各学校にですね、教育上の観点とか、まだまだそういうものが必要だということで、設置、残してるようにしてます。で、今回の資料につけた図面では、ちょ

っと和式トイレの絵が入ってございませんけれども、今ちょっと確認はしておりますが、数は少ないんですけれども、和式トイレを残す方向で工事をするという予定で考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） よろしいですか。9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、ごめんなさい、このトイレ改修平面図ってのは、たまたま2階の部分だけを我々に提示してくれて、そのほかに1階とか、その他の部分があるっていうことですね。了解しました。でも、それちょっと確認してみてください。すいません。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

7番野口雅弘君。

○7番（野口雅弘君） これ確認なんですけど、前、朝日中のときも聞いたんですけど、エアコンはやっぱりガスでやる予定なんですかね。それだけ聞きます。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えいたします。今の御質問ですけれども、この阿見町役場そして阿見中学校は、東部ガスのガスの供給区域になっておりますので、阿見小学校につきましても、そういったことで今回のエアコンについては、ガスヒートポンプ式を導入するように考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

8番永井義一君。

○8番（永井義一君） この2階の児童用トイレのほうなんですけども、改修前、男子のほうのね、小便器のほうは6つあったのが、今回これ4つですか。ちょっと減ってしまうんで、どうなんですかね。子供たちのというか、6つから4つに減るってことに関して、何か理由ってのはあるんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。確かにですね、今、永井議員がおっしゃるとおり、改修前には、子供たちの男子のほうですね、トイレが6カ所。それが改修後には小便器が4カ所ということで、2カ所減っておりますが、この状況でもですね、対応できるというようなことで、このような設計にさしていただいております。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 申しわけありません。先ほどですね、海野議員から御質問されました和式トイレについては、やはり1階の図書室の前にトイレがあるんですけど、そちらに1

カ所だけ、この建物全体で1カ所だけ和式トイレを設置する方向で残しています。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第64号については、原案どおり可決することに決しました。

---

議案第65号 （仮称）本郷地区新小学校外構工事請負契約について

議案第66号 （仮称）本郷地区新小学校グラウンド整備工事請負契約について

○議長（紙井和美君） 次に、日程第8、議案第65号、（仮称）本郷地区新小学校外構工事請負契約について、議案第66号、（仮称）本郷地区新小学校グラウンド整備工事請負契約について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、議案第65号、（仮称）本郷地区新小学校外構工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、本郷地区新小学校の外構工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月20日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付をしました工事概要書のとおりであります。

続きまして、議案第66号、（仮称）本郷地区新小学校グラウンド整備工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、本郷地区新小学校グラウンド整備工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事期間は、契約締結日の翌日から平成30年3月20日までであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（紙井和美君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

9番海野隆君。

○9番（海野隆君） まずね、外構工事のほうについてお伺いをしたいと思います。3者でしたね。で、取りおりで、もう1つも3者でやられたんですけども、先ほどね、放課後児童クラブの条件つき一般競争入札の件についてね、茨城県内に本支店があるところを今回は選んだと。竜ヶ崎、通常は工事管内なだけけれども。それはなぜかという、やっぱりその入札者が固定化してですね、それでもってそれを広げたいと、こういう話をしていたと思うんですけども、まずこの入札は、どういう入札方式で行われましたか。

○議長（紙井和美君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） はい、お答えいたします。一般競争入札の取りおりでございます。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） その一般競争入札ね。それで条件がついていると思うんですね。7,000万の放課後児童クラブか、については、茨城県内本支店ということで、ぐっと広げてやられたようですけども、この場合の条件はどのような条件ですか、一般競争入札で。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） 条件ですけども、管内としましては竜ヶ崎工事事務所管内、対象業者数が27でございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） なかなか工事が今、忙しいのかどうかわかりませんが、3者しかね、応札がなかったわけですけども、さっき全協で聞いた説明をこちらにね、適用してみるとね、

茨城県内でやったらもっと増えるのに、なるんじゃないかなというふうに思いますが、それは置かましてですね、私はこのね、入札の結果を見てね、ちょっとね、びっくりしたというか、1億四、五千万の工事ですね、1,200万か、1割ぐらい違うんですね。それで、最低制限価格、これ事後公表ですけども、これを2者がどぼんっていうか、くぐっちゃったわけですね。それで失格になっているわけですけども。

この数字をですね、今非常に予定価格、業者と設計者、発注者、これはほぼね、共通の積算資料に基づいてやってるわけですから、十分な情報が合えば、その情報に基づいてほぼ同じぐらいの金額を積算できると、こういうふうに聞いております。

なおかつその中でね、ランダム係数を掛けたりということで、これも定式化しているので、そんなに大きなね、差が出てくるとは思えないんですけども、この1,200万もの差が出たということについて、発注者としてはどういうふうに考えていますか。

○議長（紙井和美君） 管財課長飯村弘一君。

○管財課長（飯村弘一君） 予定価格につきましては、県の歩掛かりをもとに積算しております。で、この予定価格といいますのは、どの業者がとつてもとれるというような金額が予定価格でございます。ただ、業者がですね、札を入れてくる金額と申しますのは、ただそれが予定価格を同じ金額にはじけたとしても、業者さんが工事できる金額とは限らないということだと思います。ですので、業者さんが、この工事は幾らでできるかというようなことで札を入れてきます、くると思いますので、そこに開きがあっても、町としては意見できないところだというふうに思っております。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） この3者を見てるとね、阿見町を代表するそれぞれ土木業者だというふうに私は思います。その現場もね、町内ですから、そんなに大きな差があるというわけでもないと思いますけれども。

それでちょっと具体的にお聞きしますけれども、積算するに当たってはですね、十分な情報提供がなければ積算ができません。例えば、この外構工事の中で、例えばですよ、細かい、例えば車どめポールはこういうものを使いますよとかね、それから駐車場のメーカーとか品番とか、こういうもの。それから擁壁を塗装する場合の複層塗材——複層塗材っていうらしいですけど、重ね塗りするってことですか。そういうものについても、十分な情報提供がなければ、多分積算はできないんじゃないかと思うんですね、そもそも。で、こういう具体的な工事、メーカーとかですね、そういったものの情報というのは、町からは応札業者に対して提供しているんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。通常、入札を行うときにですね、町のほうで設計図書並びに設計図面というものを業者さんのほうに閲覧をしていただいて、あと、貸し出しをするなどして積算をしてもらっていると思います。その中で、具体的な表示ができるものといったら表示をすると。あと、製品を特定するということはなかなかできませんので、同等品とかそういった形での表示の仕方もしているかと思います。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、特注品などもあると思うんですけども、そうすると同等品ならいいということを出しているということなんですけれども、今回、こうした詳細なですね、材料であるとか、メーカーとか、品番とか、そういうものについて、業者3者あるようなんですけども、3者のほうで聞いてきてますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。ちょっと今そこら辺の状況はですね、確認させていただきます。すみません。

○議長（紙井和美君） それでは、ほかに質疑はございませんか。

14番柴原成一君。

○14番（柴原成一君） 外構工事の件ですが、駐車場の数、これは現在の本郷小学校見ますと、PTAとか皆さんが集まるときに、校庭に乗り入れてます。で、今回、先生、職員の教職員の車、それから父兄の車、多々来ると思います。それをやっぱりこちらもグラウンドに入れるように考えているんでしょうか。それだけお願いします。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えします。駐車場につきましては、今現在も本郷小学校もですね、かなり手狭な状況になっているとこで、この工事の中でも、今回ある程度の駐車スペースを考えております。それ以外に、今言いました臨時的にですね、学校に保護者の方が集まるというようなときには、グラウンドのほうからですね、グラウンドから出入りできるような構造にしていますので、その場合も、ほかの小中学校と同様にですね、敷地、グラウンド内で駐車していただくことも考えております。

以上です。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） 先ほど海野議員から御質問があったですね、今回の入札に参加していただいた、設計図書を閲覧した業者からの質問等については、ないということで確認しました。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうすると、見積もりをするに当たって、同等品も含めてなんでしょうけれども、十分にこの3者については見積もりができる状況だったと。ある業者だけが知っていて、ある業者が知らないというようなことはない。こういうふうに理解をしましたがけれども、そう考えてみるとね、高々って言っちゃあ怒られちゃうかもしれないけども、1億四、五千万の工事ですね、1,500万、約1割ですね、一千、ごめんなさい、五百万じゃないね、一千幾らだ、ごめんなさい、正確に言わないとな。1,200万ね、1,200万以上ですよ。これについては、相当な金額の見積もり差が——見積もり差ではないかもしれませんが。見積もりは正しく3者でほぼ同じぐらいになって、入札について、最低制限価格をくぐってしまったと、こういうことだと理解をいたしました。

次にですね、グラウンドの関係ですけれども、グラウンドについてもね、これ杉原さんっていうか、業者ですね、1者は取りおりでなくなり、2者でやったわけですけれども、これも500万ぐらい。500万という金額が大きいかどうかは別としてですね、杉原建設については、これも最低制限価格を下回ってしまっただけで失格をしてしまったということなんですけども、これも先ほどと同じように、例えば、これはね、クレー舗装。これは粘土や赤土などでつくった舗装と。芝生ではないっていうことでしょうけれども、クレーってよくありますよね、クレーグラウンドってね、テニスなんかでクレーコートでやるってよく言いますが、そのクレーだと思いますけども。

これについても、特殊工法ですね、一種の。これ、取り扱いのメーカーとかということで、細かくこれについてもね、どういうものが使われるとか、どういうものを発注していくかっていうのは、よくわからないと、これも見積もりに差が出るというか、見積もりできないわけですから、これについても、聞きにきたっていう業者はいないんですね。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。今の部分につきましても、こちらのほうに質問があった業者はございません。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） 町内でほかの小中学校でクレー舗装をやった学校はありますか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。申しわけありませんが、私の知っているところでは、今の新しい学校もですね、30年ほど前に、今から30年ほど前に、たし

か阿見第二小学校がつくったのが最後だと思います。そのときの状況がわからないので、何とも言えませんが、今回のクレー舗装については、あの場所がですね、住宅地の中で、周りに粉じんとか、そういったことを及ぼす影響があるってということで、普通の土よりもですね、そういう飛ばない土とか、周りに影響を及ぼさない土ということで、今回こういったものをわざわざ設計の中で入れて出したものでございます。

以上です。

○議長（紙井和美君） 9番海野隆君。

○9番（海野隆君） そうですね。芝生のグラウンドにするという選択肢もなかったわけでもない感じですね。土浦なんかでやっている。ただ、その後のね、管理と、PTAもね、動員されて、なかなか大変だと。こういう状況があって、クレー塗装っていうんですか、クレー舗装っていうのかな、そういう形をやっていただいたと思うんですけども、これね、さっきですね、3者で取りおりにしているんですね。で、1億円内外でやってるとすると、はっきり言うと、非常に一番安い落札っていうか入札を、応札をした業者がですね、失格をしてしまうと。私は常々言ってるように、最低制限価格調査制度のほうがいいんじゃないかと、こういうことを常々言っているわけですけども、今回、百歩譲ってね、例えばこのそれぞれ3者、実績と阿見町を代表するね、しっかりとした会社だと思いますが、例えばこれを3分割にしてですね、それぞれ機会を与えると、こういうようなね、やり方もあったのではないかなと。地元業者を育成すると。取りおりに方式でやれば、競争性が損なわれるわけでもないと思いますけれども、そういうふうにしないで、やっぱり外構は1本、舗装は1本と、こういうふうにしたというのは、どういう理由なんですか。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。今、海野議員がおっしゃるとおりですね、地元業者育成という視点からすれば、これをいろいろ分割して工事を発注するという手法もあったかとは思いますが、この新小学校につきましては、平成30年の4月開校を目標に、今進めています。現在、御存じだと思いますけど、建物本体工事がございます。で、この区域を見ていただきますと、周りに住宅が張りついていて、この新小学校の中で、この工事を全て同時並行に進めていくということでありまして、数多くの業者が入るよりも、ある程度工区を分けまして、その中でやっていただくことができますね、より工期も短縮できて、こちらが望むような工事の内容ができるのかと判断しまして、今回については大きく2つに分けて入れさせてもらいました。

以上です。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はありませんか。

11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） 今、海野議員がいろいろね、材料の詳細とかね、いろいろまた単価ですか、そういうことをやはりわからない部分が、多分あったと私は思うんですが、なぜこれ町のほうがきちんとね、そういう例えば特注品だなんだかんだっていうやつを……。私は、3者とも聞いてこなかったって話ししてますがね、じゃあ何で積算できたのか、私はわからないんですけど。例えば、そういうわからない中で、きっちり積算できるっていうふうな、私は思わないんですがね。なぜ、じゃあ町のほうは、何種類もね、いろいろな詳細について、きちんと全部聞いてこなくてもできるような詳細を、なぜ入れなかったのかについて、ちょっと伺います。

○議長（紙井和美君） 教育次長朝日良一君。

○教育次長（朝日良一君） はい、お答えさせていただきます。ちょっと私の先ほどの説明、不十分な点があったかと思いますが、今回の入札に参加する業者さんにつきましては、設計図書、設計図面でですね、そちらを対応して閲覧してもらっていると。その中で、先ほども言いましたけど、中について具体的なものを示させていただいています。それをさらにわからないということであれば、御質問があったかと思うんですけども、それは多分それで、こちらで示したもので中身がわかったので、御質問がなかったのかと、こちらで理解しています。

以上です。

○議長（紙井和美君） 11番久保谷充君。

○11番（久保谷充君） だから、わからないやつをないように、そういう。これははっきり言って、先ほど海野議員が聞いてたやつは、かなりね、これ具体的に詳細を出さなくちゃあ、これ積算できないような状況だと、私は思ってるんですが、そういう肝心なところをね、やっぱり業者さんが聞いてこなかったからどうのこうのじゃあ、私はないというふうに思うんですよ。だからその辺のところは、やっぱり聞いてこなくても、積算ができるように。これが公平じゃないの。そういうことをやっぱりきちんとやったほうが、私はいいいというふうに思います。いいです、もう。

○議長（紙井和美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号から議案第66号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紙井和美君） 御異議なしと認めます。

よって議案第65号から議案第66号については、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（紙井和美君） それでは、以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第2回阿見町議会臨時会を閉会いたします。

皆様、大変に御苦労さまでした。

午前11時02分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 紙 井 和 美

署 名 員 海 野 隆

署 名 員 平 岡 博